

## 登園許可証明書

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日を快適に生活できるよう、長時間の集団生活が可能な状態となつてからの登園であるようにご配慮いただき、登園許可証明書の記入をお願いします。

該当疾患に ○	病名	登園停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
	風しん	発しんが消失してから
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化してから
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消え2日経過してから
	流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111など）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より

クラス \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ (生年月日 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日生)

上記の疾患で平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日から療養中のところ現在軽快し、他児への感染のおそれはないと思われますので、平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日から登園してよいことを証明します。

《登園後の注意事項》 \_\_\_\_\_

証明日： 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_ 印